



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年11月13日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
令和5年度諏訪湖環境研究センター（仮称）への分析機器等移転委託業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - 名称 長野県環境部水大気環境課
  - 所在地 長野市大字南長野幅下692番地2
- 落札者を決定した日  
令和5年10月12日
- 落札者の名称及び所在地
  - 名称 丸文通商株式会社
  - 所在地 石川県金沢市松島一丁目40番地
- 落札金額  
39,358,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
令和5年8月31日

水大気環境課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年11月13日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
めぐりモールピア  
茅野市豊平3055-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
信州諏訪農業協同組合  
諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番
- 変更した事項
  - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小松 八郎	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小平 淳	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小松 八郎	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番
有限会社フジモリ薬局	藤森 憲司	茅野市宮川4532
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小平 淳	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番
有限会社フジモリ薬局	藤森 憲司	茅野市宮川4532
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

4 変更した年月日

令和5年5月25日

5 届出年月日

令和5年8月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年11月13日から令和6年3月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年11月13日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ長野南店・アークプロ資材館

長野市篠ノ井杵淵字大門東1409 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

アークランズ株式会社

新潟県三条市上須頃445

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
ホームセンタームサシ長野南店・アークプロ資材館	長野市水沢上庭17街区-1 ほか

(変更後)

名称	住所
ホームセンタームサシ長野南店・アークプロ資材館	長野市篠ノ井杵淵字大門東1409 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アークランズ株式会社	坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃445

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アークランズ株式会社	坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃445

4 変更した年月日

令和4年9月1日ほか

5 届出年月日

令和5年9月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年11月13日から令和6年3月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年11月13日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ムサシプロ安茂里店 アメリカンドラッグ安茂里店

長野市大字安茂里字上河原3597-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社カクダイ

長野市大字安茂里3644

大井 孝子

長野市大字安茂里3795

小林 恭子

山形県長井市新町13-19

大井 美穂

長野市大字安茂里3633-1

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
有限会社カクダイ	大井 重子	長野市大字安茂里3644
大井 孝子	—	長野市大字安茂里3795
小林 恭子	—	山形県長井市新町13-19
大井 斐子	—	長野市大字安茂里3774

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
有限会社カクダイ	大井 隆	長野市大字安茂里3644
大井 孝子	—	長野市大字安茂里3795
小林 恭子	—	山形県長井市新町13-19
大井 美穂	—	長野市大字安茂里3633-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト株式会社	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445
株式会社モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アークランズ株式会社	坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃445
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13-3

## 4 変更した年月日

令和元年5月31日ほか

## 5 届出年月日

令和5年9月13日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年11月13日から令和6年3月13日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年11月13日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤみかげショッピングパーク

小諸市大字御影新田2590番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分	午後8時
有限会社和泉屋菓子店	週1回 午前9時 年間5日以内 午前8時	
ウエルシア薬局株式会社	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分	午後8時
有限会社和泉屋菓子店	週1回 午前9時 年間5日以内 午前8時	
ウエルシア薬局株式会社	午前9時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

時間帯
午前8時30分から午後8時30分 年間5日以内 午前7時30分から午後8時30分

(変更後)

時間帯
午前8時30分から午前0時30分 年間5日以内 午前7時30分から午前0時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前6時から午後8時
2	午前10時から午前12時

(変更後)

	時間帯
1	午前6時から午後8時
2	午前6時から午前0時

4 変更する年月日

令和5年8月28日

5 届出年月日

令和5年8月23日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年11月13日から令和6年3月13日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課